

平成30年度第1回 第27期横浜市就学奨励対策審議会会議録	
日 時	平成30年7月23日（月） 14時00分 ～15時00分
開催場所	関内駅前第2ビル 6C会議室
出席者 委員8人 事務局9人	委員 : 滝田祥子、遠藤洋子、海上良太、鈴木茂久、小竹護、矢田弘、 芳川玲子、新保幸男 事務局 : 国際教育等担当部長 奥田裕之、学校支援・地域連携課長 青木邦男 就学係長 佐々木美登、担当係長 松浦 基晴ほか職員2名 健康教育課長 植村一人、担当係長 羽鳥浩祥、担当係長 末吉直登
欠席委員	1名 武田容子
開催形態	公開（傍聴者 なし）
議 題	1 就学援助制度の概要説明 2 就学援助小学校入学準備費の支給時期の変更について 3 その他
議 事	<p>1 開会 司会 : 担当係長</p> <p>2 教育委員会挨拶 国際教育等担当部長より挨拶</p> <p>3 委員紹介 事務局より、新委員1名を紹介後、他8名の紹介をした（欠席者は氏名のみ紹介）。</p> <p>4 審議会の成立の確認 委員数9名のうち出席者8名で、条例第6条により本審議会の成立を確認した。</p> <p>5 議事 (1) 就学援助制度の概要（事務局より説明） 就学援助制度は、すべての子どもに義務教育を保障するための制度であり、本市では条例に基づき執行していること、併せて、対象者の範囲、支給費目について説明をした。</p> <p>(2) 就学援助小学校入学準備費の支給時期の変更について（事務局より説明） 平成31年度小学校新入学児童に対して就学援助入学準備費を入学前に支給することを検討していること。それにとまなう保護者、教職員及び関係機関への周知方法、申請書の配布方法、申請から支給までの流れ、対象児童などについて説明をした。</p> <p>委員 12月以降、入学までの間に他市町村から横浜市に転入してきた場合、また、他都市ですでに入学準備費の認定を受けていた子どもが転入してきた場合等どのような手続きになるのでしょうか。</p> <p>事務局 転入の時期が申請期間内であり、他市町村で申請をしていないということであれば申請書を入手後、学校への提出を依頼します。12月19日以降の転入であれば、入学後の就学援助制度の申請を依頼します。</p> <p>委員 他市町村からの転入手続をする区役所戸籍課窓口で就学援助制度小学校入学準備費入学前支給について説明をするということは難しいのでしょうか。</p>

事務局 区役所戸籍課において横浜市への転入手続き後、小学校新入学予定児童の保護者に入学通知書を交付する際、あわせて「経済的に困りのかたへ～就学援助制度のお知らせ」を配布し情報提供に努めます。

委員 入学準備費ということで3月に支給があれば、保護者にとっては有難いことだと思います。先ほどの質問に関連のあることとなりますが、逆に横浜市で3月に支給を受けて、その後3月末に他市町村に転出した場合、その方についてはどのような対応になるのでしょうか。

事務局 横浜市は3月上旬に支給を予定していますが、その後他市町村への転出があっても支給した入学準備費の返還を求めるとはしない方向で考えています。

委員 就学時健診で申請用紙を配布ということですが、実態を考えますと、無連絡で欠席される児童が多く、なかなか連絡の取れない家庭があります。実はこういう家庭ほどこういった制度が必要で入学説明会の頃にやっとその実態がわかることがあります。学校も保護者と連絡をとるように努力し就学時健診で確実に配布できるようにしたいと考えています。加えて、学校以外にも制度周知の場を設けていただきたいと思えます。
また、申請書の配布について、すでに指定地区外許可を受けている方もいるので、就学時健診を受ける学校で配布するという表現の方がわかりやすいと思えます。
入学準備費入学前支給に関しては未就学児ということで、これまで小学校側と面識のない保護者との一番最初の話が就学援助となるため、対応する事務職員への事務手続きの説明は丁寧をお願いいたします。

事務局 周知の方法、事務職員への事務手続きの説明等、引き続き学校と連携し調整していきたいと考えています。

委員 事前に民生委員に相談があれば学校への案内をすることはできると思えます。連絡がとれない家庭があって、どうしてもということであれば私も民生委員が家庭を訪問するということは可能なので、どうぞご連絡ください。

事務局 ご協力お願いいたします。

委員 資料にあります平成29年度、30年度の小学校及び中学校の入学準備費申請実績の比較についてですが、新入学児童及び生徒数に占める入学準備費認定割合のうち、小学校の認定割合が平成29年度10.9%から平成30年度9.6%とわずかに下がっています。これに対して、中学校の入学準備費認定割合は平成29年度14.7%から平成30年度17.4%と上がっています。この点について説明していただけますでしょうか。もう1点、中国をはじめとする外国人について、制度の説明が難しいと思えますが対応は考えているのでしょうか。

事務局 認定割合ですが中学校については、前年度すでに認定を受けている生徒と共に新たに新年度認定していますので、認定割合としては上がってきます。一方で小学生は、昨年度は年間を通じての認定者数であるのに対して、今年度は小学校に入学してから7月までの数値であり、これからも申請がでけますので、今後はもう少し認定割合が上がるのではないかと考えます。なお、全体として申請も認定も近年の傾向としては下がりぎみとなっています。
海外から転入されるご家庭については、学校説明会等で多言語のパンフレット等も用意して制度を案内します。問い合わせ先ですが、国際教育課は9か国語対応で制度の概要について説明できます。実際には7月に引越されてきて9月から学校に通われるということであれば学校で制度の周知をしていきたいと考えます。

委員 文化的な面で特殊な用品が必要であったり、入学してからであれば何が必要かわかるとは思いますが、入学前であると想像がつかない可能性もあるのでよろしく対応お願いいたします。

事務局 日本語支援拠点では入学前学校ガイダンスを行っています。日本の小学校で用意するもの、習慣の違い、貸与されるもの等を伝えています。このガイダンスで使った資料を国際教室がある学校に送付する準備をしています。なお、問い合わせがあった場合のご案内については、引き続き情報提供していきたいと考えています。

質疑終了

就学援助小学校入学準備費の支給時期の変更について承認された。

	<p>(3) その他 議事終了 議事録の作成について会長・副会長への一任が承認された。</p> <p>審議会の終了</p>
資 料	<p>(1) 平成30年度第1回就学奨励対策審議会資料 (2) 経済的にお困りのかたへ～就学援助制度のお知らせ～ (3) 平成31年度入学準備費申請のお知らせ（就学援助制度） (4) 平成31年度入学準備費申請書 (5) 平成31年度入学準備費受領申出書（兼口座振込依頼書） (6) 就学援助制度のお知らせ（平成30年度）</p>